

不発弾処理等に関する意見書

戦後66年、沖縄戦の傷跡が未だ残る沖縄県においては、県土に打ち込まれた砲弾は約20万トン以上といわれ、現在においても約2,300トンの不発弾が埋没していると推測される。

一昨年（平成21年）1月に糸満市字小波蔵地内で水道管敷設工事中に、爆発事故が発生し、重機を操縦していた男性が重傷を負い、近くの老人ホームも爆風により窓ガラス等も割れ、施設入所者に負傷者がでた。

この事故を契機に「沖縄県不発弾等対策安全基金条例」が創設されるなど新たな対策が講じられた。

このような中で、今年隣町南風原町新川地内で病院建設工事中に米国製の125キロ爆弾が発見された。9月4日に同病院敷地内で安全対策を講じた上で、避難区域外への移動が困難な一部重症度の高い入院患者を残したまま信管離脱の処理を無事完了した。南風原町では、患者・入所者を残したままでの不発弾処理を実施するにあたり、国に指示を求め、沖縄総合事務局を始め沖縄県など関係機関で対策協議を行い、実施処理に至った。

今回の不発弾処理については、不発弾処理に伴う移動困難者への対応、避難に伴う交通費や安全対策に係る費用負担の問題など多くの課題が明らかになった。このことは、激戦地となった本町においても同様である。

町民・県民は、不発弾処理のたびに恐怖に脅え、避難を強いられ、生活・経済活動にも大きな支障をきたし、精神的苦痛、経済的損失は計り知れないものがある。更に、沖縄には戦後探査されないまま建てられた住宅等が多く、今後、立て替え等が進んでいく中で、地中に潜む不発弾から逃れられないのが現実である。

よって、本町議会は、町民・県民の生命・財産、生活の安全を守る立場から、不発弾処理は国の責任で国が当然として行わなければならない戦後処理事業として位置づけ、下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 公共、民間工事を問わず、磁気探査を義務化し、探査及び処理に係る費用のすべてを全額国庫負担とすること。
- 2 避難等による住民の経済的損失を補償すること。
- 3 不発弾撤去を加速化する仕組みづくりを早急に図り、実施すること。
- 4 不発弾処理に関する法律を速やかに制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

沖縄県西原町議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、
財務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣